

障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱（平成 15 年 3 月 24 日長野県告示第 188 号。以下「要綱」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2 要綱第4第1項に規定する申請は、障害者多数雇用事業者等登録申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書は、産業労働部労働雇用課に提出するものとする。

3 要綱第4第1項に規定する申請は、法人ごとでなく事業所ごとに行うものとする。

(登録の有効期間)

第3 要綱第5第2項に規定する有効期間は、平成 27 年 3 月 31 日を限度に自動更新できるものとし、要綱第5第3項に規定する更新の申請は、平成 27 年 3 月 31 日の 60 日前までに行うものとする。

2 前項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降においても、平成 27 年 4 月 1 日を起点とし、3 年毎の 3 月 31 日を自動更新の限度として継続するものとする。

3 前2項による自動更新期間中においては、毎年 3 月 1 日時点の障害者雇用数等を障害者多数雇用登録事業者報告書（様式第2号）により毎年 3 月 20 日までに報告するものとする。

4 前項の報告書は、産業労働部労働雇用課に提出するものとする。

(審査及び現地調査)

第4 障害者多数雇用事業者の登録を受けるための申請があった場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 要綱第2第1項の規定に照らして審査を行い、必要に応じて申請者の協力を得た上で現地調査を実施し、当該申請者の障害者雇用の状況を確認するものとする。

(2) 調査等の結果、要綱第2第1項の規定に照らして適格であり、かつ、その障害者雇用の継続が過去 6 か月以上にわたって続いていると認められる場合には、当該申請者を登録するものとする。

(3) 調査等の結果、要綱第2第1項の規定に照らして適格であっても、その障害者雇用の

継続が6か月未満である場合には、適格な状態に至った日から6か月経過した時点で再度調査を行い、その結果により登録の可否を判断するものとする。

- 2 福祉的就労施設事業者の登録を受けるための申請があった場合には、当該申請者の営む施設の内容等について健康福祉部障がい者支援課と協議の上、登録するものとする。

(特定物品等の登録)

第5 要綱第5第1項に規定する登録のうち、優先的な取扱いをうける特定物品等については、当該特定物品等を提供できる障害者多数雇用事業者等の数、当該特定物品等に対する県の調達実績、当該申請者の営む事業所の売上げにおける当該特定物品等の占める割合などを総合的に勘案し、必要に応じて総務部財産活用課と協議の上定めるものとする。

(一覧表の作成及び公表)

第6 要綱第5第1項に規定する登録を行った場合には、障害者多数雇用事業者等及び特定物品等一覧表(様式第3号)を作成し、県公式ホームページ等により公表するものとする。

- 2 要綱第5第1項に規定する書面通知は、障害者多数雇用事業者等登録通知書(様式第4号)によるものとする。

(登録の取消し)

第7 要綱第6に規定する取消しを行った場合の書面通知は、障害者多数雇用事業者等登録取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(契約の記録)

第8 要綱第3に規定する取扱いの実施状況については、各部局等に照会の上、障害者多数雇用事業者等契約記録表(様式第6号)により記録し整理するものとする。

(就労継続支援事業所等において製作された物品の取扱い)

第9 第2、第4第2項及び第5から第8までの規定は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定する施設(福祉的就労施設事業者に限る。以下この項において「施設」という。)において製作された物品若しくは施設が提供する役務の登録について準用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。